

行政書士法施行細則

(昭和26年3月27日 規則第18号)

(合格証明書の交付)

第1条 行政書士試験の施行に関する定め(平成11年自治省告示第250号)第5に規定する合格証を破り、汚し、又は失った者は、行政書士試験合格証明書(第1号様式)の交付を申請することができる。

(指定試験機関の事務所に対する立入検査の証明書)

第2条 行政書士法(昭和26年法律第4号。以下「法」という。)第4条の12第3項の規定による職員的身分を示す証明書は、第2号様式とする。

(業務に関する帳簿の記載事項)

第3条 法第9条第1項に規定する知事の定める事項は、受託番号とする。

(行政書士の事務所に対する立入検査の証票)

第4条 法第13条の22第2項の規定による当該職員的身分を示す証票は、第3号様式とする。

(会員に関する定例報告)

第5条 法第17条第1項の規定による報告は、毎年7月1日現在の状況について8月31日までに
行うものとする。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 第9条から第12条まで、第15条、第16条及び第18条の規定は、法附則第4項の規定により行政書士の業務を行うことができる者に準用する。但し、第9条中「行政書士試験合格証又は行政書士となる資格を有することを証明する書面」とあるのは「法附則第4項に該当する者であることを証明する書面」と、第10条第1項中「3行政書士試験合格番号及び年月日(法第2条第2項各号の資格を有する者については、その資格)」とあるのは「3 法附則第4項に該当する者である旨」と読み替えるものとする。
- この規則施行の際、現に補助者を置いている行政書士であつても、新たに、府令第5条の規定による届け出をしなければならない。
- 代書人事務所臨検等補助執行員規則(昭和24年10月神奈川県規則第85号)は、廃止する。

附 則 (昭和27年4月1日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和29年6月22日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和29年4月15日から適用する。

附 則 (昭和30年4月1日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (昭和30年10月10日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。但し、高座地方事務所の廃止及び愛甲地方事務所の名称変更にかかるものは、昭和30年7月11日から適用する。

附 則（昭和35年9月27日規則第74号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、昭和35年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、改正前の行政書士法施行細則（次項において「旧規則」という。）第6条第1項、第11条又は第17条の規定により、既に交付された行政書士試験合格証、行政書士登録証明書又は立入検査証は、改正後の行政書士法施行細則の各相当規定により交付されたものとみなす。
- 3 旧規則の規定に基づいて定められた第3号様式、第6号様式及び第9号様式用の用紙が残存するときは、当該様式に関しては、当該用紙が残存する間、なお、従前の例による。

附 則（昭和37年8月28日規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37年12月21日規則第114号）

この規則は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則（昭和39年8月21日規則第128号）

この規則は、昭和39年9月1日から施行する。

附 則（昭和42年10月13日規則第81号）

- 1 この規則は、昭和42年11月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際すでに依頼を受けているものについての報酬額は、なお従前の例による。

附 則（昭和44年7月16日規則第73号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、改正前の行政書士法施行細則第6条第1項及び第10条第1項の規定により既に交付された行政書士試験合格証及び行政書士登録証明書は、改正後の行政書士法施行細則の各相当規定により交付されたものとみなす。

附 則（昭和45年7月21日規則第87号）

- 1 この規則は、昭和45年8月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際すでに依頼を受けているものについての報酬額は、なお従前の例による。

附 則（昭和46年3月23日規則第23号）

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年11月5日規則第113号）

この規則中第1条の規定は昭和46年12月1日から、第2条の規定は昭和47年12月1日から施行する。

附 則（昭和53年6月30日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年6月1日規則第54号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の行政書士法施行細則（以下「旧規則」という。）第5号様式により交付されている立入検査証は、改正後の行政書士法施行細則第5号様式により交付された立入検査証とみなす。
- 3 旧規則第5号様式に基づいて調製した用紙は、当該用紙が残存する間、なお使用することができる。

附 則（昭和55年7月15日規則第91号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の行政書士法施行細則第3号様式による行政書士試験合格証は、この規則による改正後の行政書士法施行細則第3号様式による行政書士試験合格証とみなす。

附 則（昭和56年3月24日規則第20号）

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の行政書士法施行細則第11条第1項の行政書士登録証明書は、この規則による改正後の行政書士法施行細則第11条第1項の行政書士登録証明書とみなす。

附 則（昭和58年3月25日規則第31号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月29日規則第64号）

この規則は、昭和59年10月1日から施行する。ただし、第2号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日規則第31号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年7月8日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年6月26日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月26日規則第13号抄）

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年7月30日規則第76号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の行政書士法施行細則第6条第2項の行政書士試験合格証明書は、この規則による改正後の行政書士法施行細則第6条第2項の行政書士試験合格証明書とみなす。

附 則（平成6年3月31日規則第62号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第58号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成8年6月25日規則第93号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第19号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に第1条の規定による改正前の行政書士法施行細則第6条第1項の規定により交付された行政書士試験合格証に係る行政書士試験合格証明書の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成16年7月30日規則第67号）

- 1 この規則は、平成16年8月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の行政書士法施行細則第3号様式により交付されている立入検査証は、改正後の行政書士法施行細則第3号様式により交付された立入検査証とみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第46号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の行政書士法施行細則第3号様式により交付されている立入検査証は、改正後の行政書士法施行細則第3号様式により交付された立入検査証とみなす。

附 則（平成22年12月28日規則111号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

第1号様式（第1条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

第 号

行政書士試験合格証明書

住 所

氏 名

生年月日

合格年月日

合格番号

行政書士法（昭和26年法律第4号）による行政書士試験に合格したことを証明します。

年 月 日

神奈川県知事 氏 名 印

第2号様式（第2条関係）（用紙 縦8センチメートル 横6センチメートル）

（表）

第 号
立 入 検 査 証
職
氏名
上記の者は、行政書士法第4条の12の規定により立入検査を行う者であることを証明します。
年 月 日
神奈川県知事 印

（裏）

行政書士法（抜粋）
第4条の12
2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第3号様式（第4条関係）（用紙 縦8センチメートル 横6センチメートル）

（表）

第 号
立 入 検 査 証
職
氏名
上記の者は、行政書士法第13条の22の規定により立入検査を行う者であることを証明します。
年 月 日
神奈川県知事 印

（裏）

行政書士法（抜粋）
<p>第13条の22 都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該職員に行政書士又は行政書士法人の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。</p> <p>2 前項の場合においては、都道府県知事は、当該職員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。</p> <p>3 当該職員は、第1項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に呈示しなければならない。</p>